

インドネシア 貿易管理制度「輸出品目規制」詳細

1. 輸出禁止品目 : 1
2. 輸出制限品目 : 2
3. その他 : 10

1. 輸出禁止品目 :

2023年7月10日付商業大臣規定2023年第22号（2024年5月30日付け商業大臣規定2024年第10号、2024年8月26日付商業大臣規定2024年第20号で変更）にて、以下の輸出禁止品目が挙げられている。対象品目は、

- a. 林業分野 : ロタン類（HSコード1401番台）、木材（同4403～04、4407、4409番台）、枕木（同4406番台）、木製建材（同4418番台）、木製品（同4420～21番台）、木製プレハブ建材（同ex 9406. 10. 90）、彫刻製品等（同9702番台）の8桁のHSコードで146品目
- b. 農業分野 : 天然ゴム類（HSコード4401番台）、イモ類（同ex 0601、0602、0603、0604、0714、1209、1404番台）、コメ（同ex 1006. 30. 99）、クラトム（アヘンボク、同ex 1211. 90. 17、ex 1211. 90. 18、ex 1211. 90. 19）の8桁のHSコードで34品目
- c. 政府補助付き肥料 : 3102. 10. 00とex 3105. 10. 90の2品目
- d. 鉱業分野 :
HSコード2502、2505～08、2511～17、2521～22、2529～30、2601～17、2620、2804～05、2811～12、2817～20、2822～25、2827、2829～30、2832～36、2841～42、2846、2915、3206、3810～02、3824、6802、6806、7001、7103、7106、7108、7110、7201～03、7401～03、7501～02、7504、7801、7901、8001、8003、8101、8105、8107～12、8311番台の、8桁のHSコードで187品目とスズ同15品目
ラテライト鉄精鉱（ex 2601. 11. 10、ex 2601. 11. 90、ex 2601. 12. 10、ex 2601. 12. 90、鉄含有率50%以上、(Al₂O₃+SiO₂)含有率10%以上）、銅精鉱（ex 2603. 00. 00、銅含有率15%以上）、鉛精鉱（ex 2607. 00. 00、鉛含有率56%以上）、亜鉛精鉱（ex 2608. 00. 00、亜鉛含有率51%以上）、アノードスライム（ex 2620. 29. 00、ex 7112. 99. 90）は、2025年1月1日より輸出禁止。
- e. 文化財 : HSコード9705～06番台の8桁のHSコードで8品目
- f. 金属スクラップ : HSコード7204. 10. 00、7204. 29. 00、7204. 30. 00、7204. 41. 00、7204. 49. 00、8002. 00. 00の6品目
- g. 海砂と海泥 : HSコードex 2505. 10. 00、ex 2505. 90. 00、ex 2530. 90. 90

詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）参照。

また、以下の大臣令により別途、詳細が定められた品目がある。

●2004年9月24日付林業・商工大臣合同決定 No. SK. 350/Menhut-VI/2004 & No. 598/MPP/Kep/9/2004 :

- ・鉄道・路面電車の枕木
- ・厚さ6ミリ超のスライス木材

●2007年1月22日付商業大臣規定2007年第2号 (No. 02/M-DAG/PER/1/2007) :

- ・HS 2505.10.00.00、2505.90.00.00 に該当する砂
- ・HS 2512.00.00.00の土
- ・HS 2530.90.90.00の表土 (top soil)

いずれも詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/peraturan>) 参照。

このほか、商業省以外の省庁が輸出を禁止する品目もある。

●2020年7月20日付海洋水産大臣規定2020年第19号 (No. 19/PERMEN-KP/2020)

- ・危険、有毒、寄生の性質から市民、養殖、水産物資源とその環境、人の健康を脅かす可能性のある魚、計75種

詳細は海洋水産省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Kelautan dan Perikanan Info Hukum、<http://jdih.kkp.go.id/>) で確認できる。

2. 輸出制限品目 :

2023年7月10日付商業大臣規定2023年第23号 (2024年5月30日付商業大臣規定2024年第11号、2024年8月26日付商業大臣規定2024年第21号で変更) にて輸出が管理される品目がまとめられている。輸出に際し課せられる条件と必要な許認可 (登録輸出業者 (ET) の認定、輸出承認 (PE) の取得、船積み前検査のサーベイヤーレート (LS) の要否) の一覧が示されている。また、輸出規制が例外となる場合についても、その目的や条件、パラメーター、免除期間が一覧になっている。詳細は、商業省ウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/peraturan>) 参照。輸入予定品のHSコードから検索するとよい。

対象品目は8桁のHSコードで延べ727品目あり、以下の分野にわたる。

a. 燕巣

HSコードex 0410. 90. 10に該当する燕巣の輸出は、燕巣の原材料や生産能力、生産設備、労働者総数などを表明して登録輸出業者として登録した者が輸出できる。登録輸出業者の登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効。衛生証明（KH-12）の添付も義務付けられている。

b. コメ

対象は、HSコード1006番台の、8桁のHSコードで9品目。民間の場合は、HSコード1006. 30. 30、ex 1006. 30. 40、ex 1006. 30. 50、ex 1006. 30. 60、ex 1006. 30. 70、1006. 30. 91、ex 1006. 30. 99のコメを、公共の目的のコメ輸出承認を得た後に輸出できる。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行される。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は、1～12月の範囲で最長1年。

c. 家畜と家畜製品

HSコード0101～06ならびに0511番台の、8桁のHSコードで18品目の家畜と家畜製品の輸出は、輸出承認を得た後に可能。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は農業省からの推薦状が求められることがある。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は、1～12月の範囲で最長1年。

d. 野生の動植物と魚

HSコード0102～04、0106、0203、0208、0210、0306～0308、0410、0507～0508、0510～0511、0601～0604、1211、3301、3307、4103、4106、4403、4420～4421、4403、9601、9606、9705番台の、8桁のHSコードで106品目の野生動植物の輸出は、輸出承認を得た後に可能。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行され、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータで発行されるが、いずれの場合も環境林業省からの動植物国外輸送書が求められる。

一方、HSコード0301～0305、0308～0309、0511、1604番台の、8桁のHSコードで45品目の野生の魚の輸出は、輸出承認を得た後に可能。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行され、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータで発行されるが、いずれの場合も環境林業省からの魚国外輸送書が求められる。

e. 林業製品

HSコード4407、4409、4418、9406番台の、8桁のHSコードで80品目の林業製品の輸出には、船積み前検査が課されている。

HSコードEx 4401、Ex 4404、Ex 4407～19、Ex 4421、Ex 4701～05、Ex 4802～14、Ex

4816～18、Ex 4821～23、Ex 9401、Ex 9403、Ex 9406番台の、8桁のHSコードで384品目の林業製品の輸出には、V-Legalの添付が義務付けられている（2024年5月31日付財務大臣決定2024年第20号（No. 20/KM. 4/2024））。

f. 未加工ダイヤモンド

HSコード7102.10.00、7102.21.00、7102.31.00に該当する未加工ダイヤモンドは、登録輸出業者として登録した者が輸出承認を得た後に輸出できる。登録輸出業者としての登録には、エネルギー・鉱物資源省からの推薦状が必要。有効期間は3年。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行される。輸出承認にはダイヤモンド鉱山、輸出数量とサイズ、船積み港や目的国、輸出先の輸入業者の名称や住所などが記載され、有効期間は、1～12月の範囲で最長1年。また、輸出には、キンバリープロセス証明書を添付したサーベイヤーレポートの取得も必要である。

g. スズ

HSコードex 8001.10.00の純スズ棒の輸出は、純スズ棒登録輸出業者として登録した鉱業許可保有者が、輸出承認を得た後に輸出できる。純スズ棒登録輸出業者としての登録には、エネルギー・鉱物資源省が運営するアプリケーションMinerba One Data Indonesia (MODI)への登録と、そこでの認証が必要。登録輸出業者としての登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効である。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行される。輸出承認には目的国などが記載され、有効期間は1～12月の範囲で1年間。また、輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

HSコード3810、8003、8311番台の6品目のスズ製品の輸出は、工業スズ登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。工業スズ登録輸出業者としての登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省からの推薦状が求められる。輸出承認には目的国や目的港などが記載され、有効期間は1～12月の範囲で1年間。輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

h. 金属スクラップ

HSコード7204と7404番台、7503.00.00、7602.00.00、7902.00.00の、8桁のHSコードで12品目の金属スクラップの輸出は、輸出承認を得た後に行える。ただし、7204.10.00、7204.29.00、7204.30.00、7204.41.00、7204.49.00に該当する金属スクラップで、バタム島から出たものは、バタムの自由貿易地区／自由港または経済特区からしか輸出でき

ない。

輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省からの推薦状が必要。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は、商品収支が決定されている場合は1～12月の範囲で1年間、商品収支が未決定の場合は6ヵ月間である。

i. 調査研究用・精錬加工技術開発用の鉱業製品サンプル

HSコード2609.00.00、2620.99.10、ex 2620.99.90、8001.20.00に該当する調査研究用・精錬加工技術開発用の鉱業製品サンプルの輸出は、輸出承認を得た後に行える。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はエネルギー・鉱物資源省からの推薦状が求められる。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は最長1年。

j. 非医薬用前駆体

HSコード2806～07番台、2841.61.00、2902.30.00、2909.11.00、2914～16番台、2922.43.00、2924.23.00、2932～33と2939番台の、8桁のHSコードで24品目の非医薬用前駆体の輸出は、登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。登録輸出業者としての登録には工業省の推薦状が必要で、有効期間は3年間。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は国家麻薬庁長官と国家警察犯罪管理庁の両長官からの推薦状が必要である。輸出承認には目的国や目的港などが記載され、有効期間は1～12月の範囲で1年間。また、輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

k. 政府補助なしの尿素肥料

HSコード3102.10.00とex 3105.10.90に該当する政府補助なしの尿素肥料の輸出は、国营肥料会社プブック・インドネシアの製造子会社のみ可能。

l. 石油ガス

HSコード2709～11番台の28品目の石油ガスおよび同ex 2909.19.00のジメチルエーテルの輸出は、登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。登録輸出業者としての登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は、ジメチルエーテル以外はエネルギー・鉱物資源省、ジメチルエーテルは工業省からの推薦状が必要になることがある。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は、1～12月の範囲で1年間。また、輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

m. その他の燃料

HSコード2207番台のエチルアルコール3品目と、同3826番台のバイオディーゼルの7品目の輸出は、登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。登録輸出業者としての登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は、輸出先の用途によりエネルギー鉱物資源省または工業省からの推薦状が必要になる（下記の工業大臣規則2019年第20号を参照）。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は、1～12月の範囲で1年間。また、輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

n. 精錬加工した鉱業製品

153品目の鉱業製品の輸出は、鉱業許可または関連する工業許可を有する事業者に限られ、船積み前検査が義務付けられている。ただし、HSコード7403.11.00に該当するカソード銅の保税地区からの輸出は、船積み前検査の例外。

ex 2505.10.00とex 2506.10.00に該当するシリカ4種およびex 2614.00.10、ex 2614.00.90の精鉱については、船積み前検査のほか、輸出承認の取得も必要。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行される。有効期間は、1～12月の範囲で1年間。

ラテライト鉄精鉱（ex 2601.11.10、ex 2601.11.90、ex 2601.12.10、ex 2601.12.90、鉄含有率50%以上、(Al₂O₃+SiO₂)含有率10%以上）、銅精鉱（ex 2603.00.00、銅含有率15%以上）、鉛精鉱（ex 2607.00.00、鉛含有率56%以上）、亜鉛精鉱（ex 2608.00.00、亜鉛含有率51%以上）、アノードスライム（ex 2620.29.00、ex 7112.99.90）の輸出は2024年12月31日まで可能で、船積み前検査のほか、輸出承認の取得も必要。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はエネルギー鉱物資源省からの推薦状が必要である。有効期間は、1～12月の範囲で1年間。

o. 研究開発用・再輸出用・工業製品輸出用の鉱業製品

対象は189品目。輸出承認の取得と船積み前検査のサーベイヤーレポートを要する。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行する。研究開発用鉱業製品の輸出承認の場合は、関係省庁による技術的検討が必要。鉱物に分類される輸入原材料で、スペックが合わず再輸出される鉱業製品の輸出承認の場合は、ラボラトリー分析／マテリアル・データシートや輸入申告書が必要。鉱業製品に分類される工業製品の輸出の場合はケースにより、工業省その他の技術的検討、輸入申告書、協業契約などが求められる。

p. 石炭と石炭製品

HSコード2701～03番台の8品目の石炭の輸出は、鉱業許可を有する事業者が登録出業者として登録して輸出する。登録輸出業者としての登録は3年間有効。輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

HSコード2701や2704番台、2707～08番台の16品目の石炭製品の輸出は、輸出承認を取得した後に輸出可能。輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省が発行する輸出推薦状が必要になる。輸出承認の有効期間は、商品収支が決定している場合、1～12月の範囲で1年間。

q. 海砂

HSコードex 2505. 10. 00またはex 2505. 90. 00に該当する海砂の輸出は、登録輸出業者として登録した者が輸出承認を取得して行う。船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

登録輸出業者として登録できるのは、海洋水産省からの海砂利用許可、または鉱業省あるいは州知事が発行する販売のための鉱業許可を有する事業者。製造登録輸出業者としての登録は、1～12月の範囲で1年間有効。

輸出承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合は海洋水産省が発行する輸出推薦状が必要。輸出承認は、商品収支が未決定の場合、1～12月の範囲で最長1年間有効である。

(下記、2024年7月10日付海洋水産大臣決定2024年第47号も参照)

r. クラトム（アヘンボク）

HSコードex 1211. 90. 17、ex 1211. 90. 18、ex 1211. 90. 98に該当するクラトムの輸出は、登録輸出業者として登録した者が輸出承認を取得して行う。船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

登録輸出業者としての登録および輸出承認の取得には、州の商業局が現場検査に基づき発行する推薦状が必要。輸出承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行される。また、輸出権率が決定される。

製造登録輸出業者としての登録は、当該の事業者がクラトムの輸出事業を行う限り有効。輸出承認は、1～6月または7～12月の範囲で最長6ヵ月間有効。

パーム製品の輸出については別途、2024年10月7日付商業大臣規定2024年第26号にて、輸出承認の取得が義務付けられている。対象は、パーム原油（CPO、HSコード1511. 10. 00）、RBDパーム油（HSコードex 1511. 90. 20）、RBDパームオレイン（HSコードex 1511. 90. 36、ex 1511. 90. 37、ex 1511. 90. 39）、使用済み食用油（HSコードex 1518. 00. 14、ex 1518. 00. 19、ex 1518. 00. 32、ex 1518. 00. 38、ex 1518. 00. 60、ex 1518. 00. 90）、残余物（HSコードex

2306.60.90、ex 2306.90.90)、パーム派生品 (HSコード1511.10.00、ex 1511.90.20、ex 1511.90.36、ex 1511.90.37、ex 1511.90.39、ex 1518.00.14、ex 1518.00.19、ex 1518.00.32、ex 1518.00.38、ex 1518.00.60、ex 1518.00.90、ex 2306.60.90、ex 2306.90.90)。輸出の都度、国内供給義務の履行や流通促進プログラムへの参加といった輸出権に基づき輸出承認を、通関のポータルサイト、インドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・システム (SINSW) を通じて申請し、商業省のポータルサイト INATRADE を通じて取得する。輸出承認は6種。有効期間は6ヵ月間で、輸出品目や数量、輸出港、目的国などが記載される。輸出承認を取得した事業者には、毎月の輸出実績報告が義務付けられる (翌月15日まで)。なお、パーム製品には事前の実物検査、ならびに輸出関税とパーム農園基金の徴収も定められている (貿易管理制度「輸出管理その他」詳細を参照)。

このほか、商業省以外の省庁が輸出を規制する品目もある。

● 2023 年 1 月 6 日付保健大臣規定 2023 年第 5 号 :

・麻薬、向精神薬、医薬用前駆体の輸出は、麻薬輸出業者特別許可を取得した、あるいは向精神薬製造輸出業者、医薬用前駆体製造輸出業者 (以上 EP)、向精神薬登録輸出業者、医薬用前駆体製造登録業者 (以上 ET) として認定された医薬品製造業者または医薬品販売業者に限定される。対象は、計 375 種の麻薬、計 109 種の向精神薬、8 桁の HS コードで 14 品目の医薬用前駆体。詳細は、法務省法令総局のサイト (PERATURAN. GO. ID、<https://peraturan.go.id/>) で確認できる。輸出の都度、保健大臣から輸出承認書 (SPE) を取得する必要があり、輸出実施予定日や運送手段の種類、輸入先のデータ、輸入国到着予定日などの情報を輸出の 3 稼働日前までに保健大臣宛てオンライン申告することも求められている (輸出相手国への輸出前通知の目的)。

・なお、2024 年 1 月 26 日付国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 規定 2024 年第 1 号により、麻薬、向精神薬、医薬用前駆体の輸出承認書の申請には、麻薬、向精神薬、前駆体の需要計画や製造実績、使用について BPOM が評価する監督結果分析 (AHP) が必要とされている。インドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・システム (SINSW) に接続した BPOM の専用ポータルサイトを通じて申請。有効期間は 6 ヶ月間である。

●2017 年 5 月 18 日付農業大臣規定 2017 年第 15 号 (No. 15/PERMENTAN/HR. 060/5/2017、2018 年 4 月 16 日付農業大臣規定 2018 年第 17 号 (No. 17/PERMENTAN/HR. 060/4/2018)、2018 年 5 月 31 日付農業大臣規定 2018 年第 26 号 (No. 26/PERMENTAN/HR. 060/5/2018) で変更)

・作物種苗の輸出は、事業者や政府機関、個人らが農業大臣の許可を得た後に行える。

●2019 年 5 月 20 日付工業大臣規定 2019 年第 20 号

・工業用燃料であるエチルアルコール (HS コード 22.07) とバイオディーゼル (同 38.26) に属する 9 品目 (HS コード 8 桁ベース) の輸出は、登録輸出業者 (ET) に指定さ

れた製造業者あるいは一般輸出業者が商業省から輸出承認を取得して行うが（上記 2 の m 参照）、この輸出承認を得るには工業省からの輸出推薦状が必要である。輸出推薦状は、工業省内のアグロ産業育成総局農園林産物産業育成局長または化学産業育成総局川上化学産業育成局長宛て、1 年間の輸出計画、セーフティ・データ・シートなどを添付して申請、国内の需要や生産能力を勘案して発行される。輸出実績報告義務がある。

●2024 年 3 月 8 日付海洋水産大臣規定 2024 年第 7 号

- ・ロブスターとカニの輸出は、以下に制限されている。
 - ロブスター稚魚の輸出は、海外での養殖用、あるいは国内での教育・調査・開発・分析・サンプル活動のためのみ可能。
 - ロブスターの輸出は、卵を宿しておらず、種類によって体長が 6cm または重さが 150 グラム超、あるいは体長が 8cm または重さが 200 グラムまで超のもののみ可。ただし、重さが 100 グラム超の養殖ロブスターを除く。
 - 食用ノコギリガザミの輸出は、卵を宿しておらず、幅が 12cm 超あるいは重さが 150 グラム超のもののみ可。捕獲方法の規制もある。ただし、12 月から 2 月までは、卵を宿していなくても、体の幅が 12cm あるいは重さが 150 グラムまでのノコギリガザミは輸出できない。
 - 食用ガザミの輸出は、卵を宿しておらず、体長が 10cm 超または重さが 60 グラム超のもののみ可。捕獲方法の規制もある。

詳細は、海洋水産省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Kelautan dan Perikanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.kkp.go.id>）を参照。

●2024 年 7 月 10 日付海洋水産大臣決定 2024 年第 47 号

- ・海洋に堆積した砂の輸出向けの仕様を、以下のように定めている。
 - ① 砂粒のサイズ D50 : 0,25~2,0 mm
 - ② 貝/CaCO₃ の割合 : 最大 15%
 - ③ 金 (Au) : 最大 0,05ppm
 - ④ 銀 (Ag) : 最大 0,05ppm
 - ⑤ プラチナ、パラジウム、ロジウム、ルテニウム、イリジウム、オスミウム : 最大 0,05ppm
 - ⑥ シリカ (SiO₂) : 最大 95%
 - ⑦ スズ (Sn) : 最大 50ppm
 - ⑧ ニッケル (Ni) : 最大 35 ppm
 - ⑨ レアアース・メタル・トータル : 最大 100ppm(上記、2 の q 『海砂』も参照。)

3. その他：

- 2019 年 9 月 20 日付海洋水産大臣規定 2019 年第 38 号 (No. 38/PERMEN-KP/2019)
 - ・水産物および／あるいは輸送手段は、目的国の条件を満たしたものが、定められた地を通じて、検疫を経た上で、検疫官が署名した水産物衛生証明 (SKIPP) と船積み承認書 (SPM) 等を完備して海外へ搬出される。

以 上